

◎市長（作野広昭君）

文化課の市長部局への移管についてでありますけれども、これまでもお答えしましたとおり、文化行政は感性豊かな情操教育を推進するという観点からも教育的要素が強く、教育委員会の職務権限として規定されていることから、教育委員会の職務としてきたところであります。

平成 19 年 4 月の法律改正によりまして、文化行政のうち文化財の保護に関する事項以外、例えば芸術及び文化の振興や文化施設の設置及び管理、芸術文化団体の育成などが挙げられますが、これらの事務は市長の管理執行とすることが可能となりました。ただし、その場合、白山市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例を制定する必要があります。

文化行政は観光行政とも密接な関係がございます。今後、このような条例変更等々も含めまして、前向きに考えてまいりたいと思っております。